浜甲子園２丁目保育園　重要事項説明書

令和６年４月１日現在

浜甲子園２丁目保育園
西宮市浜甲子園２丁目８番１１号
電話：０７９８ -３１-２９９０

1．事業者

・事業者の名称　　社会福祉法人あゆみ会
・代表者氏名　　理事長　小西　満廣
・事業者の所在地　　兵庫県明石市二見町福里 283 番地の6
・事業者の連絡先　　TEL:(078)949-1788（福里保育園）

2．施設等の概要

・施設の種類　　保育所
・施設の名称　　浜甲子園２丁目保育園
・施設の所在地　　西宮市浜甲子園２丁目８番１１号
・施設の電話　　TEL（０７９８）-３１-２９９０　　FAX（0798）-３１-２９９７
・施設管理者の職名及び氏名　園長　川上　博之
・認可年月日　　令和４年４月１日

3．保育等の内容、施設の詳細

・経営の方針

【法人理念】

＊地域福祉の向上に寄与する。
＊母親の社会進出、就労の一助となる
＊保育所をして地域に向かって開かれた社会資源たらしめる
＊児童を心身共に健やかに育む

【保育目標】

＊友達の輪の中で元気に遊び健康な子
＊沢山の人と関わり、違いが認められる子
＊豊かに感じ自分の気持ちが表現できる子
＊興味や好奇心を持ち、進んで遊べる子

【保育方針】

*温かい家庭的な雰囲気の中で一人ひとりの個性を大切にし、毎日を安心して過ごしていきます。
*集団生活でいろいろな体験を積み重ね、生きる力と伸びる力を支えていきます。
*保護者の方のよき育児パートナーとなれることを目指します
*地域に支えられ、地域の中に根付いていきます。

・園目標

心豊かにたくましく生きる子ども
―元気いっぱい、やる気いっぱい、おもいやりいっぱい―

・開園時間　　午前７時から午後７時

・利用定員　　90名

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
合計	6人	12人	15人	19人	19人	19人	90人

・保育の内容

保育所保育指針に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供します。

・延長保育の内容

仕事その他の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、開所時間の範囲内において延長保育を提供します。

・食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。昼食及び午後のおやつを提供します。
（乳児についてはこれに加え午前中に1回おやつを提供します。）
必要に応じてアレルギー対応しています。

・主な行事等　　◎印は保護者参加行事です。

4月	◎入園式	12月	クリスマス会
5月	子どもの日（こいのぼりあげる）	1月	お正月遊び
6月	◎保育参加	2月	節分のつどい
7月	七夕の集い・プール開き		◎生活発表会
8月	夏祭り	3月	ひなまつり
10月	◎運動会		◎卒園式（卒園児の保護者のみ）
11月	秋の遠足（3・4・5歳児）		お別れ会

※医師による内科健診などは4項に記載しています。※諸般の事情により行事を変更する場合があります。

・保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始(12月29日～1月3日)、祝祭日を除く。

・保育を提供する時間

保育標準時間認定　午前7時から午後6時の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
(保護者の勤務時間と送迎にかかる時間、又は他の理由で必要と認められる時間)
保育短時間認定　午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

・園舎面積、屋外遊戯場面積等

敷　地　　733.80㎡
建　物　　鉄骨造3階建
延床面積　　776.50㎡

設　備　　冷暖房、サーマ・スラブコントローラー(園舎全体を暖めます)

屋外遊技場　２７９．０４㎡

主な設備の概要

設　備	部屋数	備　考
乳児室	１室	０歳児室
ほふく室	１室	１歳児室
保育室	４室	２歳児～５歳児室
プレイコーナー	１室	
沐浴室	１室	
調乳室	１室	
調理室	１室	
事務室	１室	医務コーナーを含む
職員用休憩室兼給湯室	１室	
職員用更衣室.	１室	
子育て支援相談室	１室	
便所	３ケ所	（大１０器、小９器）
職員用便所	５ケ所	（大４器、小１器）
屋外遊技場	３ケ所	（１階２か所）

４．職員の体制

・職種別の職員の数(資格保有者の数)

職種		配置人員
園長	常勤	１名
副園長	常勤	１名
主任保育士	常勤	１名
保育士	常勤、非常勤	１４名以上
調理員	常勤、非常勤	４名

事務員　※園長兼務及びあゆみ会本部に常駐

嘱託医　非常勤　４名（小児科、耳鼻科、眼科、歯科）

・職員の勤務形態、労働時間

正規職員の勤務形態　開園時間内でのシフト制／正規職員の勤務時間　法人規定による勤務時間内

５．利用料等

・利用者負担額以外の費用について、次のとおり徴収を行います。

項　目	内容、負担を求める理由及び目的	金　額
スポーツ振興センター掛金	スポーツ振興センター災害給付に係る保護者負担金	年額　350円
３歳以上児に係る給食費	３歳以上児に係る主食費	月額　1000円
	３歳以上児に係る副食費	月額　4500円

手ぶら登園（0～1歳児）	0，1歳児に係るオムツ代等	月額　2508円
園外行事交通費、その他	遠足バス代等	随時説明
教材費(入園児用品)	出席帳、おたよりケース、メッシュカラー帽子、名札など	実費

※写真代は保護者と「はいチーズ」との契約になります。

※使用済みおむつについては、本園で処理します。

※その他、費用が発生する場合は、事前に保護者に説明・同意のうえで徴収する。

・延長保育料について、次のとおり徴収を行います。

認定保育時間	区分	延長保育時間	費用
保育短時間	保育必要時間以上	午前7:00～午前8:30 午後4:30～午後6:00	月額　3000円
保育標準時間	30分延長	午後6:00～午後6:30	月額　2500円
	1時間延長	午後6:00～午後7:00	月額　4500円
保育短時間 （午前8:30～午後4:30）	短時間の場合	午前7:00～午前8:30 午後4:30～午後6:00	日額　500円
保育標準時間 （午前7時～午後6時）	標準時間の場合	午後6:00～午後7:00	日額　300円

6．契約の解除

園児が小学校に就学するときは、卒園するものとします。

下記の場合、保育の提供を終了し、退園となります

- ２号・３号認定こどもに該当しなくなったとき
- 支給認定保護者が退園を申し出たとき
- 利用継続が不可能であると市が認めたとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7．健康診断の実施

- 内科健診　　0歳児1歳児は毎月実施・2歳児～5歳児は年2回実施
  （※別途、利用開始前に健康診断を実施します。）
- 歯科健診　　全年齢対象　年1回
- 眼科健診　　全年齢対象　年1回　　視力検査3・4・5歳児
- 耳鼻科健診　　全年齢対象　年1回　　聴力検査　4・5歳児
- 発育測定　　全年齢対象　毎月1回

8．要望・苦情・相談の受付

○相談・苦情受付担当者	主任保育士	篠崎　ちかえ	TEL:(0798)31-2990
○相談・苦情解決責任者	園長	川上　博之	TEL:(0798)31-2990
○第三者委員	民生委員・児童委員	田中　喜美子	TEL:(0798)41-7253
	民生委員・児童委員	窪田　あけみ	TEL:(0798)45-8282

9. 利用者に対しての保険

保険名称　　日本スポーツ振興センター災害共済給付

保険の内容　　保育中の児童の災害（負傷・疾病・障害・又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は支給）を行うものです。

加入については、同意書が必要です。加入後は自動更新ですが、掛金は毎年必要です。

10. 非常災害時の対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月１回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月１回以上の避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。

○安全・防犯対策　　門扉のセキュリティシステム導入、県警ホットライン設置、火災報知器の設置

出入り可能の場所を防犯カメラにより管理

保護者の方は保護者用名札のご使用をお願いします。

○災害時の避難場所　　一次避難場所　　保育園　園庭もしくは屋上

※建物が安全な場合、子どもたちの情緒の安定と過ごしやすい環境を重視し、情報を収集しつつ保育園でお迎えを待ちます。

・訓練では近隣公園を利用します。

二次避難場所　　指定避難所（南甲子園小学校）

※場所の移動等連絡事項がある場合は個別連絡や貼り紙の掲示でお知らせします。

【嘱託医師】

小児科	由美子クリニック	川本　久美	神戸市灘区灘北通 5-5-1	078-891-5301
耳鼻咽喉科	山田耳鼻咽喉科	山田　耕作	西宮市今津山中町 12-25	0798-22-3387
眼科	きもと眼科	平井　健一	西宮市甲子園町 26	0798-44-1146
歯科	大谷歯科医院	大谷　裕亮	西宮市浜甲子園町１丁目３－３	0798-46-0418

【近隣の医療機関】

総合	明和病院		西宮市上鳴尾町 4-31	0798-47-1767
内科 小児科	ひだこどもクリニック	肥田　宗子	西宮市甲子園浦風町 7-9 シャーメゾン甲子園	0798-41-8880
耳鼻科	友藤耳鼻咽喉科クリニック	友藤　誠一	西宮市甲子園八番町２－２４	0798-45-4133
眼科	平井眼科	平井　健一	西宮市甲子園浦風町 3-20	0798-46-5459
歯科	大谷歯科	大谷　裕亮	西宮市浜甲子園 1-3-3	0798-46-0418
皮膚科	おかの皮膚科	岡野　晶樹	西宮市甲子園町 26-14 甲子園メディカルプラザ2F	0798-47-0701
外科	永田整形外科	永田　裕人	西宮市甲子園九番町２-２５	0798-45-2321

１１．台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、子供を連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

○ 午前７時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「休園」とします。
　また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休園」とします。

○ 午前７時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル３）や、「避難指示」（警戒レベル４）、「緊急安全確保」（警戒レベル５）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「家庭での保育」とします。

○ 午前７時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル３）や、「避難指示」（警戒レベル４）、「緊急安全確保」（警戒レベル５）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

【補足】
避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルより
ご確認ください。
https://www.nishinomiya-bousai.jp/
※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。
必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いします。

西宮市防災ポータル HP

・避難所へ避難している場合は、はいチーズからの配信や園内掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。

◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

12．給食について

保育園の子どもの生活状況、栄養状況を把握・評価し、管理栄養士が保育園の「昼食とおやつ」で提供する食事の給与栄養目標量を設定し、食事計画を立てています。

給食の方針	「食べる」ということを通じ、食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材・食事を作ってくれた人への感謝の気持ちが育つよう保育士と栄養士や調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めていきます。 衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。
給食の提供について	保育の提供をする日は、給食の提供を行いますが、行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
食物アレルギー等への対応	医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

【保育所の給食】

離乳食は、お子様の発育・発達状況やご家庭での状況を確認しながら、進めていきます。

	食種	内容	献立表	目安のクラス
離乳食	離乳初期	午前に 1 回の食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳初期	0 歳児クラス
	離乳中期		離乳中期	
	離乳後期	午前・午後に各 1 回食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳後期	
	離乳完了期（移行期）	昼食とおやつ 牛乳：1 日 150ml （午前 50ml 午後 100ml） 満 1 歳を迎えてから未満児の献立に移行します。離乳完了期の食事は、お子様の状況に応じて形状等に配慮します。	未満児	↓ 1～2歳児クラス ↓ 3～5 歳児クラス
幼児食	1～2 歳児食			
	3～5 歳児食	昼食とおやつ 牛乳：1 日 150ml(午後に 150ml)	3 歳以上児	

毎月、事前に献立表を「はいチーズ」で配信します。また、当日の給食を玄関に展示しています。お子様の１日の食事内容を考える際、保育所の給食（昼食とおやつ）の内容を知っていただき、ご家庭で提供する食事の参考にしてください。

また、朝ごはんは脳とからだをしっかり目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登園させてください。

13．健康について

（1） 登園時の健康観察について

- 登園時に、子どもの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子どもの健康観察を丁寧に行います。
- 保育中に子どものケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

（2）病気や体調を崩した時について

・病気や体調を崩した時は、子ども自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
・病気やけがなどで保育所を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登園してください。

（3）保育所での病気及び事故について

・保育中に発熱（３７．５℃以上）、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

（4）緊急時の対応方法

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、当保育園が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対処を行いますので、ご理解をお願します。

（5）薬について

・保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の２回」または「朝・帰ってから・寝る前の３回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。

（6）感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登園する際には【登所可能証明書・登所届】（p11）を提出してください。

（用紙は保育所にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。）

・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。
・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
・アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

（7）乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和４年には全国で 47 名の乳幼児が SIDS で亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第４位となっています。

SIDS の予防方法は確立していませんが、以下の３つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

①あおむけに寝かせる　②できるだけ母乳で育てる　③たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- 子どもの顔が見える、あお向け寝にする。
- 午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- やわらかい布団は使用しない。
- 睡眠時はヒモ、ヒモ状のもの、スタイ等は避け、ぬいぐるみなどは置かない。
- ０・１歳児と入園間もない２歳児は、５分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- AED を設置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的に実施する。

〔登所可能証明書・登所届〕

保護者 様

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態に回復までされましたら、下記の**「登所可能証明書・登所届」**をご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

①登所可能証明書
医師の証明が必要
麻しん（はしか）
インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症
風しん
水痘（みずぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
結核
咽頭結膜熱（プール熱）
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症 (0157、026、0111等)
急性出血性結膜炎
髄膜炎菌性髄膜炎

②登所届
医師の診断に従い、 **保護者の届け**が必要
溶連菌感染症
マイコプラズマ肺炎
手足口病
伝染性紅斑（リンゴ病）
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
ヘルパンギーナ
ＲＳウイルス感染症
帯状疱疹
突発性発疹

ご 依 頼

主治医 様

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

（保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届をいただいております。）

✂切り取り✂

① 登所可能証明書（医師の証明）
② 登所届（医師の診断に従い、保護者の届け）
どちらかに○印を記入

施設長 宛

児童名 ：　　（生年月日　　年　　月　　日）

病名　：

集団生活に支障がない状態に回復しましたので、　　年　　月　　日から登所可能です。
園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。

年　　月　　日

医療機関名　：

医師名（①の場合のみ）　：

保護者名（②の場合のみ）：

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

① 医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登所のめやす
麻しん（はしか）	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日経過し、かつ解熱した後２日（乳幼児にあっては、３日）経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症２日前から発症後７～10 日間はウイルスを排出しており、特に発症後５日間は感染させるリスクが高い。	発症後５日を経過し、かつ症状軽快から１日を経過した場合に、６日目から登所が可能。
風しん	発しん出現の７日前から７ 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現１～２日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	―	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	―	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ＲＳウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	―	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

＜出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023 年一部改訂

14．はいチーズ

「はいチーズ」とは、連絡帳や登降園管理、園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報や緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

お知らせ等を配信する場合とは、下記の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いします。登録方法の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※お知らせ等を配信する場合

①園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報

②保育所で緊急事態が生じた場合の連絡

③運動会・遠足等が中止になる場合の連絡

④その他

１５．個人情報保護

保育所で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。園児の登降所記録や連絡帳、お知らせ配信、保育ドキュメンテーション、写真販売、保育の記録と計画、園児台帳等の管理のため、インターネット上のシステム「はいチーズ」を使用します。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

１６．関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育所及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

１７．他園や小学校との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

また、就学に際しては子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を保育所から就学先の小学校へ送付します。

１８．写真・ビデオ等の取扱いについて

保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましても行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

保育参加・参観については、お子様の保育園での様子を知っていただくと共に、保護者の方々にお子様と一緒に遊んでいただきたいという願いから、写真・ビデオ等についてはご遠慮いただいていますが、運動会、保育証書授与式など保護者参加の行事で保育園が認めた場合は、行事の雰囲気や進行に支障のない範囲で撮影していただいています。

保護者の皆様におかれましては、保育園で撮影した写真やビデオ等はご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いします。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子様の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。

また、保護者の方が撮影された写真やビデオ、もしくは購入された写真等の紛失については、保育園は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。

１９．児童虐待防止のための措置

・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】　（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰　　等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ　　等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない）　等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるＤＶ（暴言暴力）　　等

・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には、保育所として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育所ではありません）。市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育所は、子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

・当保育園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

２０．その他留意事項

・避難時の送迎について

○保護者の送迎手段は、徒歩・自転車を原則とします。

○通園距離等によっては、駐車許可証を発行して自動車通園（事前登録制）となる場合があります。
駐車場は、敷地内に３台分、園外に４台分、計７台分設けます。

○入園時に保護者の通園時間・手段のヒアリングを実施し、通園方法により以下の許可証を発行します。
自動車利用の場合は、通園時間帯を指定します。指定時間帯以外の車での通園は原則禁止です。

○園前道路近辺での路上駐車は、絶対禁止します。
緊急時に車で来園される場合は、来園前に必ず園へ連絡してください。駐車場所を園から指定します。

○園行事（生活発表会など）の際には、すべての保護者が徒歩又は自転車での通園となります。

○送迎時における園舎外での保護者同士の会話は自粛してください。

＊近隣の方にご迷惑にならないように、上記のルール厳守をお願します。駐車禁止等でルール違反があった時は、「駐車許可証」の返却を求める場合があります。

＊祖父母等が代理で送迎される場合においても、上記ルールを厳守し、路上駐車やタクシーの路上待機が発生しないよう徹底してください。

・欠席について

お休みされる場合は、保育や給食の都合上午前９時までにご連絡ください。遅い登園や早いお迎えの時もご連絡ください。